

第2回全国食品残さ飼料化行動会議

平成19年2月8日

三田共用会議所

農林水産省

平成19年2月8日

三田共用会議所

第2回全国食品残さ飼料化行動会議速記録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 畜産部長あいさつ	1
1 . 出席者確認	3
1 . 配付資料確認	3
1 . 資料説明	3
1 . 質疑応答	2 2
1 . 閉会あいさつ	4 1
1 . 閉 会	4 2

開 会

釘田畜産振興課長 皆様、おはようございます。

ほぼ定刻になりました。お見えになっていない委員の方、お一方いらっしゃいますけれども、そろそろ始めさせていただきたいと思います。

ただいまから平成 18 年度第 2 回全国食品残さ飼料化行動会議を開催させていただきます。本日は、御多忙のところ、皆様、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます、生産局畜産振興課長・釘田と申します。よろしくお願いいたします。

あいさつをいただく前に、お願い事で恐縮でございますが、この会議室においては携帯電話、マナーモードにさせていただきたいということをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

畜産部長あいさつ

釘田畜産振興課長 開会に当たりまして、農林水産省生産局・本川畜産部長からあいさつを申し上げます。

本川畜産部長 畜産部長の本川でございます。本日は、御多用のところ、御参集いただきまして、感謝申し上げます。

この行動会議は、飼料自給率の向上を図るという観点から、自給飼料部門と並んでエコフィードを推進することによって、飼料自給率を少しでも上げていこうと。我が国の畜産は飼料の大半を輸入に頼っているわけではありますが、そういう中でも、少しでも自給率を上げていこうではないかということで、スタートした会議だというふうに聞いております。

御承知のように、トウモロコシの価格が随分高騰いたしております。昨年の秋口まで 2 ドル 40 セントぐらいの価格だったものが、今は 4 ドルを超えるような水準になってきております。

これについて当面は、きょうも出席していただいています野崎理事長の配合飼料安定基金から補てんが行われるわけであります。ただ、この補てんといいますのは、一定の準備をしたりするためのつなぎでございまして、その間に、畜産全体の生産効率を上げるために、いろんな取り組みを大急ぎでやらなければいけない。それから、トウモロコシのエタノール絞りかすも飼料として使えるように取り組んでいくというのが、大きな課題になるんだらうと思っております。

そういう中でも、エコフィードにどこまで一生懸命取り組んでいくかということが非常に大きな課題になってくると思います。農家の皆さんにとっても、2ドル40セントの相場におけるエコフィードの意味と、4ドルという高い相場におけるエコフィードの意味というのは、格段に重みが違うんだらうと思えます。

2ドル40セントであれば、エコフィードに取り組まなくても何とかやっていけると思っておられた方々にしても、4ドル相場であれば、死に物狂いで取り組まなければいけないという環境に、恐らくなってきたつあるのではないかと。逆に、こういうものに取り組まなければ競争力がどんどん劣っていくことになりかねないわけであります。私どもとしても、強力にエコフィードを推進していける状況が、あるいは、せざるを得ない状況が目の前にきているわけでございます。

そういう意味で、きょう今年度の締め御論議をいただくわけでありますけれども、忌憚のない御意見をお聞かせいただいで、緊急にこのエコフィードを進めていくためには、どういうふうにすればいいかという技術的な御助言、あるいは精神的な御助言をいただければと思えます。

そして、何よりも、そういう関係の方々がきょうは一堂にお集まりいただいでいるわけでありますから、今のような環境を踏まえて、これを死に物狂いで進めていくんだという意思統一、意識の確認を本日、行っていただいで、それぞれ現場にお持ち帰りいただいで推進を図っていただくということをお願い申し上げたいと思えます。

その点を一言お願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

それでは、これから会議を始めたいと思えます。

出席者確認

釘田畜産振興課長 まず、議事に入る前に出席者の方々の御確認です。

本日の出席者につきましては、お手元の資料の中に座席表が配られておりますので、恐縮ですが、そちらで御確認いただきたいと思います。時間の都合もありまして、お一方ずつの御紹介は遠慮させていただきたいと思います。

今のところ、野老委員がお一方、まだ着かれていらっしゃいませんが、あとの委員の方は御出席いただいております。

なお、鹿児島県からは、代理として千歳草地飼料係長様に御出席いただいております。

配付資料確認

釘田畜産振興課長 配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

非常に大部な資料がお手元に配られているかと思います。資料1の議事次第、資料2の行動会議設置要領、資料3が行動計画になります。資料4、18年度の行動計画に基づく取り組みの概要。さらに、その後ろに別紙の1から7までございます。ちょっと御確認いただきたいと思います。資料5といたしまして、これまでの取り組みにより明らかになった課題と今後の対応についてという紙がございまして、資料6、最後ですが、エコフィードの推進に向けた予算の概要がついてございます。

御確認いただきまして、もし足りない資料とかございましたら、事務局の方にお申しつけください。

さらに、構成員の方々には今年度、各地域において開催されたシンポジウムの資料を参考までに配付させていただいております。

資料説明

釘田畜産振興課長 これから議事に入りたいと思います。

本日の会議は、おおむね12時に終わるように進めていきたいと思います。非常に議事内容が多ございますので、議事の円滑な推進に御協力をお願いしたいと思います。

まず昨年5月に開催されました第1回の行動会議で了承されました平成18年度行動

計画について簡単に触れまして、その後に、今年度の取り組み内容の報告をさせていただきたいと思います。

さらに続けまして、17年、18年と2年間の取り組みを踏まえまして課題を整理し、それに対する今後の対応方向につきまして、事務局から方針を説明させていただきたいと思います。

担当課長補佐の松尾補佐からお願いいたします。

松尾課長補佐 ただいま御紹介ありました需給対策室需給班長の松尾でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料3をごらんください。これに関しましては、今、課長から紹介がありましたけれども、ことしの5月にお取り決めいただきました行動計画でございます。大きくはPR活動等の「広報活動」、「関係者のネットワークづくり」、「安全性の確保」、それと「推進に向けた環境整備」、この4項目について本年度取り組んできたところです。

詳しくは資料4をおあけください。資料4におきまして、まず「広報活動」といたしましては、各ブロック等、北海道、沖縄を含めまして、推進会議を随時開かせていただいております。またPR・普及啓発といたしまして、5ヵ所、合計780名に参加いただきましたけれども、シンポジウムを各地で開かせていただいております。

また、「ネットワークづくり」といたしまして、まず情報の収集・提供ということで、別紙1をおあけください。こちらで、農政局を通じまして、エコフィードの事業所について実態把握を進めております。昨年度の調査によりますと、134事業所がございましたけれども、本年度の調査では141事業所となっております。特に都道府県の中では、ビート、バレイショといった農産物ですとか、九州では焼酎かすの飼料化というものが急速に進んでおります。

また、事業系の調理残さにつきましては、先般から取り組んでいただいているように、豚用の飼料として、特に乾燥法を中心に取り組まれておりますが、近年では発酵処理、リキッド等もふえております。

また食品製造副産物、ビールかすとか、そういった槽糠類が中心ですけれども、これは牛用の飼料化が最も多く、農場残さの方の利用もかなり多く見られております。魚あら・肉粉・油脂につきましては、鶏、魚向けの貴重なたんぱく資源として利用されております。

今後の取り組みといたしましては、こういったエコフィード事業所につきまして、ホームページ等々で紹介しながら、食品製造業者さん、また畜産農家さんに、エコフィードの

取り組みにおきまして、より情報をつかんでいただきたいと思いますので、今後、関係者の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、配合飼料製造工場における食品製造副産物の利用実態ですけれども、別紙 2 をおあけください。配合飼料供給安定機構を通じまして、本年度調べました結果、135 事業所中、回答数 127、94.1%の回答率でございます。

この中で特に進んでおりますのが、先ほども紹介しましたけれども、焼酎かすの利用が対前年比 300%ということで3倍になっております。また食品残さの利用につきましても、対前年比 230%となっております。

次を開いていただきますと、利用状況の原料名を具体的に挙げておりますけれども、こういった取り組みは、17 年と比較しましても、一律上がっております。配合飼料工場さんにおきましても、原料として食品残さの利用が進んでいることを実態としても把握しております。

続きまして、別紙 3。養豚農家へのエコフィード利用実態調査を行っております。このことに関しましては、13 年度から 2 年置き、毎年という形で、飛び飛びでやっておりますけれども、全体としまして、エコフィードを利用している方が着実に伸びています。

また利用していない方におきましても、平成 13 年度は 14%程度しか御関心がなかったんですけれども、本年度の調査によりますと、4 分の 1、25%の方から関心が出てきております。特に原料といたしましては、パン類等のでんぷん質を多く含むものを中心に利用されております。

そのほか、エコフィードを利用されない理由といたしましては、安全性、品質等々の不安感がございます。そのほか、原料を加工する労働力の少なさや、イメージ等々が挙げられております。

続きまして、情報の収集ということで、資料 4 に書いておりますけれども、各地域において研究会も開催しております。合計 4 ヲ所で行ってございまして、各地域におけるエコフィードに関心のあるグループの方を対象に勉強会を開催させていただいております。また、7 月 10 日には中央畜産技術研修会ということで、J A、行政を中心といたしました方に研修会も開いております。

また、「安全性の確保」といたしましては、昨年 5 月からワーキンググループを開催いたしまして、別紙 4 で冊子を配付してございましたけれども、8 月 30 日に消費・安全局長通知で取りまとめさせていただいております。現在はこのガイドライン並びにこの Q & A

に基づきまして、各地域でPRを図っているところです。これに関しましては、特に畜産のプロの方と十分連携をとって、今後、食品残さの飼料化を取り組まれようとする方々に利用していただきたいと考えております。

続きまして、資料4の2枚目をおあけください。そのほか、「推進に向けた環境整備」を行っておりまして、その中で特に2点御紹介させていただきます。

認証制度の検討協議会を開催しております。これに関しましては、昨年の7月に協議会を立ち上げまして、その後、5回のワーキンググループを経まして、去る1月29日に第2回の協議会として骨子案を今年度の段階として取りまとめさせていただいております。

別紙5の方に概要及び要綱(案)をつけさせていただいております。当初、エコフィード認証制度につきましては、安全性、品質といったものを念頭に置いておりましたけれども、エコフィードに関しましては、飼料として飼料安全法並びに、昨年8月につくりましたガイドラインに基づきまして、安全性に関してはそちらの方で十分守っていただくことになっております。

この認証制度におきましてPRしていったって、畜産農家さん、また飼料製造業者さんに使っていただくためには、環境について認証制度において訴えかけていく、また飼料自給率の向上にもつなげていくということで、目的を取りまとめさせていただいております。

また認証の対象となるエコフィードにつきましては、ガイドラインで対象となっております食品残さ原料飼料につきましてはすべて含むという形で検討は進めております。

ここで、「一般的安全性の確保、栄養成分の把握がなされているもの」と「それ以外のもの」と分けさせていただいておりますが、一般的に既に安全性の確保、また栄養成分について十分把握されて使われているものに関しましては、審査に関しては、ある程度、書類審査等々で十分ではないかという話。

それ以外の新たに使われるようになっているもの、また食品残さのように品質等安定しないものにつきましては、別途現地調査や科学的試験等も含めまして審査するべきであろうというふうに取りまとめさせていただいております。

また認証の申請者につきましては、飼料製造業者さん、飼料販売業者さん、また使用する方、特に自家配合で使われている方も含めるべきではないかということになっております。

今後の検討課題としましては、来年度以降、具体的な原料等を十分念頭に置きながら、基準、審査のあり方をさらに詰めていく必要があると考えております。また、現地調査、

書類審査等を行うこととしておりますが、その確認項目や確認のやり方につきまして、十分詰めたいと考えております。

来年度中には、認証制度の実施主体等も決定して、具体的な体制づくりを図っていく必要があるのではないかと考えております。また、運営委員会、審査委員会の委員の選定も同時に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料4の2枚目、最後になりますけれども、栄養特性評価手法に関する委員会の開催ということで、現在、科学飼料協会さんの方で近赤外線を使いました簡易な栄養特性評価手法を開発していただいております。

本年度から、既にサンプルを集めながら試験を開始しておりますが、来年度中には開発していただけるのではないかと考えておりますので、開発ができ次第、PRの方にも努めてまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

釘田畜産振興課長 今、資料3と4、それから別紙の1から5まで御説明いたしました。いろいろ御質問とかあろうかと思いますが、御質問、御質疑は後で一括してお受けしたいと思っておりますので、資料の説明を続けさせていただきます。

次に、別紙6になりますけれども、食品リサイクル制度の見直しにつきまして、食品産業企画課から御説明をお願いします。

島津課長補佐 食品産業企画課の島津でございます。課長の新井にかわりまして、私から御説明申し上げます。

1年余り審議会での検討、本日お見えの牛久保先生、山口、志澤委員の御協力もいただきまして、昨年12月26日に小委員会としての取りまとめを行わせていただきました。

そこに触れてございますように、最後の4回は環境省中央環境審議会の専門委員会と合同で会合するという形式をとりまして、環境省としての意向も反映させながら取りまとめたものでございます。

本文の配付は、本日は大部になるということで控えさせていただいておりますが、農水省のホームページからダウンロードできるような状態になってございますので、御関心ありの方は御参照いただければと思います。

現在、パブリックコメントも終えまして、いただいたコメントに関しましては、制度見直しが行われた後に省令や基本方針というような詳細を定める段階におきまして、具体的に反映させていく、そういう貴重な御意見をいただいておりますので、もう少し制度が固

まるまでには時間を要しますけれども、基本的には以下に紹介します取りまとめをベースに進めていくことになってございます。

飼料関係に絞り込んで簡単に御説明申し上げます。まず、取りまとめの1ページの(1)にございます再生利用等実施率目標のあり方というところをごらんください。現在、20%を業態・業種に関係なく一律の目標に定められてございますが、審議の結果を反映させまして、業種別に設定するような方向としてはどうかということで取りまとまっております。

そこに触れてございますように、全体では52%という水準に、発生抑制も含めれば対応は進んでおるんですけれども、食品製造業が8割を超える水準である一方、業構造的に取り組みづらい外食産業は、ようやく20%を全体でも超えたといったところにとどまっております。一律設定には無理があるという意見が委員会でも多数を占めまして、このような方向が打ち出されております。

あとは、52%まで進んでいるとは申し上げましても、企業別に見ますと、20%を超えている企業は2割程度といったような調査結果も一方でございます。そういった企業間の格差というのも一つの課題であるという認識がございまして、シンボリックな業種別の何十%という目標値とは別個に、各企業にみずからの廃棄物の発生量なり、過去の取り組みをベースに、恐らくは計算式なりを提示して、企業自身が比較的、計画的に取り組める個別設定ができるような道を誘導していくといった方向性を取りまとめさせていただきます。

こういったやり方をとりまして、現在なかなか進みづらい状況にございます外食・小売といったところの飼料化といいますか、有効利用を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、2ページにございます発生抑制の推進施策のあり方。これは飼料化の推進という点では直接関係あることではございませんが、循環型社会形成という点では、まずはごみを出さない努力が最優先とされております。ただ、これはなかなか出てきづらい数字でもございますので、各業種に必ず存在しています、この点でのトップランナーたる企業の実績をベースに、業種ごとに指標を数字的に設けて、その指標を目指して各社努力していただくように誘導していくといった線で、発生抑制の個別目標を設定するといった整理がなされております。

(3)で取り組み内容の報告・公表という取りまとめがございまして、これまで現行制度では、再生利用に取り組んでも、それを国なり何らかの形で報告する、公表するという仕組みがございましたが、大量に廃棄物を発生する事業者に限定はしつつ、報告義務を創設するといったような御提案をいただいております。これによって、また取り組みを

奮起させるといったような効果も期待できるのではないかという御意見もいただいております。

(4)で、再生利用及びエネルギー利用の促進施策といったような取りまとめがございます。先にエネルギー利用を申し上げますと、食品廃棄物の中には、塩分濃度が高過ぎるとか、飼料・肥料に直接向けがたい食品廃棄物も一部には存在します。そういったものを廃棄するよりは、エネルギーということで有効利用するという道もつくるべきではないかという御意見もございまして、条件つきながら、そういった道を新たに開くといったところがございます。

ただ、全体としましては、として書いてございますように、これまで肥料、飼料、油脂、メタン、特に優先度は設けずに食品産業は取り組みやすいところに取り組んでいただければという線で、この5年間、やってきたわけでございますが、今後は飼料化を優先すべきという方向を施策として前面に出すといったようなところで、審議のかなり早期のうちに、委員同士でもコンセンサスができ上がったといったような状況でございます。

あとは、直接関係はございませんが、この4手法以外にも新しい技術的に確かなものがあれば追加していくというような方向がございます。

(5)は広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方でございますが、とりわけ一般廃棄物に属してしまう小売業、外食産業からの食品廃棄物。このリサイクルがなかなか進みづらい原因の一つとしましては、廃棄物の移動制限が廃棄物処理法で少しかかっているという実態がございます。

廃棄物処理法上の規制と申しますのは、不法投棄、衛生環境の悪化というものを防止する観点から措置されているわけでございますが、これは確実にリサイクルする。単に肥料・飼料にするのではなくして、それは確実に使い、排出者責任の拡大というイメージでございますが、ごみを出した企業みずからが、その農産物・畜産物を買取る、ないしは別の形で利用を確保するということまで担保できるのであれば、不法投棄といった問題は発生し得ないのではないかというような考え方から、そのような取り組みを計画的に行うような者に対して、一般廃棄物の収集運搬の規制を緩和するといった提言がなされてございます。

(6)では、チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方とございますが、主としてフランチャイズ形式で事業展開されているような場合、オーナー店舗が多数ございまして、現行制度ではオーナーごとに、要するに経営単位で20%がどうかというもの

も判断するし、行政として指導もしていくというくり方もしておったんですけれども、本部が各店舗を指導できるような状況ができている者に対しましては、全体を一としてとらえていく。

これは規制強化の面ももちろんないではないんですが、こういった形で一定程度のロットを確保しやすくするという点では、飼料化というところにつなげられるものではないかと考えてございます。

主立ったところは以上でございますが、別紙6の最後に、食品リサイクル法の改正法案の概要というペーパーを添付させていただきました。昨日、自由民主党の農林関係の会合におきまして、法案の骨子という形でこの資料を提示申し上げまして、与党・自民党の議員の皆様方におおむねの御了解をいただいております。

今後さらに公明党の御了解もいただく必要がございますし、骨子ではなく改正法案の条文も御了承いただくという手続もございますので、まだ完全に決定というところではございませんが、このような方向で政府・与党の御了解の第一歩は踏み出したといったような状況でございますので、あわせて御紹介申し上げます。

以上です。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

次に別紙7になりますが、先ほどの説明の中にもありましたけれども、今年度は各地方でもいろいろな活動を精力的に進めていただいております。そこで農水省の地方組織、農政局、北海道、沖縄総合事務局、それぞれから別紙7の資料に基づきまして、簡単に本年度の取り組み概要を御報告いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

東北農政局 東北農政局でございます。北海道さんがいらっやいませんので、2枚目の「平成18年度食品残さの飼料化促進に係る取り組み・東北農政局」という資料に基づきまして御説明させていただきます。

東北農政局では、17年度から本取り組みをしておりますけれども、本年度も基本的にはその普及啓発と広報活動を中心に取り組みを進めているという状況でございます。今年度につきましては、9月7日に東北地域食品残さ飼料化推進協議会を開催いたしまして、おくれげながらですけれども、18年度の行動計画について御審議をいただいた。また各県での新たな取り組みと申しますか、現在の状況について御報告いただいた。

また、話題提供といたしまして、東北地域の養豚での利用推進を図るという意味から、

日大の先生からエコフィードの関係について御講義いただき、また事例についてお話をいただいたという状況でございます。

協議会につきましては、3月にもう一度開催いたしまして、今年度の行動計画の検証及び課題等について検討を進めていきたいということでございます。

同じく広報につきましては、エコフィード推進のためのパンフレットを昨年度末に3000部作成しまして、管内の事業者、畜産関係者等に、各県を通じて配付いただいているということでございます。

また、東北管内では今年度、各地域で行われていますシンポジウム等の開催については、都合上、開催できませんでしたが、かわりまして、食品サイドで食品リサイクルに関するシンポジウムが1月に開催されております。これには食品事業者またはリサイクル事業者等を中心に約160名の方に参加いただいております、その場でエコフィード利用推進に関する説明の時間をいただきまして、説明と資料配付をさせていただいたというところでございます。

また関係者のネットワークづくりにつきましては、各県の事例を収集しているという状況、今後は事例集、パンフレットを作成しまして、配付をしていきたいと考えているところでございます。

2年間、取り組んだところでございます。東北地域、目立って新たに急展開して食品残さの利用が進んだという状況ではございませんが、徐々にではありますけれども、各県、地域において、食品事業者と地域の畜産農家さんが連携した利用のあり方を検討しているという活動が見られたり、事業者や畜産の経営者から問い合わせ等が徐々に入ってきているというような状況でございます。

簡単でございますけれども、東北農政局、以上でございます。

関東農政局 続きまして、関東農政局畜産課・島森です。よろしく申し上げます。

次の資料、「関東農政局管内における広報活動等の概要について」でございます。

1番、エコフィードの取り組みの普及・推進の広報活動ということで、東日本シンポジウムについてでございます。これにつきましては、お手元のシンポジウム資料を1枚めくっていただいて、開催要領のところをごらんください。

内容といたしましては、食品リサイクル法の改正について、また安全性確保のガイドラインの基調講演の後、技術報告としまして、おからの飼料利用、またコンビニ残さの豚の肥育等についての講演の後、パネルディスカッションということで、地域のネットワーク

づくりをどうするかというテーマで議論をしていただきました。

次に2番目、エコフィード利用推進現地検討会でございます。これにつきましては、神奈川県内で実際の現地を見ていただくということでございまして、エコフィードの製造施設、また肥育牛の給与試験の現場ということで、神奈川県畜産技術センターにお邪魔しまして、出荷間近な交雑の肥育牛を見たということでございます。その後、屋内検討会で、牛・豚の肥育試験の現状と、神奈川県内のエコフィードの取り組みの様子について報告をしていただいたということでございます。

次のページでございますけれども、関係者のネットワークづくりということで、千葉県におきましては、アドバイザー研修を利用しまして、千葉県内の関係者によりますエコフィードの理解増進ということで、千葉県内の取り組みについて御報告等をいただいております。この会の最後に、豚肉の食味調査も実施しまして、官能検査ですけれども、良好な結果が得られております。

ここには書いておりませんが、このほか関東農政局管内では、農政局または各県で食品残さ利用の可能量調査に取り組んでおりまして、今後、現在未利用の資源をいかにエコフィードとして活用していくかということを引き続き検討していきたいと考えております。

また、事業関係でございますけれども、バイオマスの環づくり交付金の事業ということで、エコフィードの施設整備につきましては、18年度は千葉県で2カ所、また神奈川県で1カ所の3カ所を整備中でございます。

以上でございます。

北陸農政局 北陸農政局でございます。次の資料をめぐっていただきたいと思っております。

「北陸地域における18年度食品残さ飼料化推進の取り組み」ということで、平成17年から取り組みを開始いたしまして、18年4月には3回目を開催いたしました。参集範囲は、そこに書いておるような形で、学識経験者の方々、農業者、農業者団体、食品事業者等の方々に集まっていただいております。この中で、毎年度、行動計画を作成いたしまして、それに基づいて取り組んでおるような状況でございます。

それから、来月3月に第4回目の検討会を開きまして、18年度の行動計画に基づく点検・検証を行うということと、19年度に向けた行動計画案の検討を行いまして、19年度の初めに行動計画を決定するということでございます。それから、各県の取り組みの状況についても、各県から御報告をいただくというふうに考えてございます。

第3回目の推進協議会の中で、委員の方からいろいろ御意見をいただいた中で、実際に農家の方々の状況、どういった形でやっているのかということ聞き取りながら進めるべきではないだろうかというお話がございました。そういったことから、3月に開催する第4回の推進協議会の中では、実際に利用されている養豚農家の方々を2戸ほど呼び出して、お話をお聞きしながら、実際の取り組み内容について総合的に討論をしていきたいと思っています。

それから、北陸の中では、食品残さ飼料化に向けたシンポジウムを開催してございます。北陸は狭いように見えますけれども、距離的にはかなり遠い状況でございまして、第1回目としては新潟県で開催をいたしました。きょう御出席の日本大学の阿部先生から基調講演をいただくとともに、実際に管内で取り組んでいる方々のお話を聞きながら、全体として討論させていただきました。

それから、ここには書いてございませんが、食品リサイクル関係のシンポジウムの中で、畜産の取り組みということについても、石川県下で開催された中で説明をさせていただきながら、推進を図っているところでございます。

それから、宣伝・広報のところでは、リーフレットの配布なり実態調査等、そういう形で進めているということでございます。

全体として、実態をつかみながら、どういう形のところが問題点なのかをきちんとつかまえるという話の中では、実態調査をきちっとしながら、その中で問題点を明らかにし、どういった工夫があれば利用が進むのかということ突き詰めていく必要があるのかなというふうに思っています。

そういった中でのネットワークづくりということが重要なポイントになりますし、さらに、排出される方、利用される方も、どういった形で持っていくかにはコーディネーターが重要になってくるんだらうと思っています。それを地域段階でどういうふうに構築していくかということも重要なテーマになってくると思いますので、19年度につきましては、その辺も突き詰めていきたいと思っています。

以上でございます。

東海農政局 続きまして、東海農政局でございます。

資料の説明をする前に、まず東海地域の概要を御説明させていただきたいと思います。東海農政局管内は岐阜・愛知・三重のわずか3県でございますけれども、農業産出額は5600億円、そのうち畜産が、全国平均はやや下回りますけれども、28%を占める約1600

億円の産出額がございます。

食品残さにつきましては、三大都市圏・名古屋を抱えるということで、多量の残さが排出するわけですが、それを利用される中心となる養豚農家 450 戸がまだ頑張っ
て経営をされております。

先ほど資料 4 の別紙 1 で、公表されております食品残さの利用事業体、10 カ所ということになっておりますけれども、データを公表したくないという謙虚な方も多数おられまして、実際利用されている農家、直接残さを取りに行っ
て利用されている養豚農家も多数ございます。

お手元の資料に沿いまして、御説明をさせていただきます。もう既に御説明をされております各農政局と同じようなことではございますけれども、推進協議会を年度初めと年度終わりにやることにしております。7 月 5 日に開催しております協議会におきましては、山口委員に御報告をいただいておりますし、関東の現地検討会の対象になっております小田急さんからも御報告をいただいております。

2 番目の P R ・普及活動でございますけれども、1 月 26 日に管内、三重県下の 3 カ所を現地検討の対象としまして、現地にまいっております。あんまん、にくまん、あんこなどで有名な井村屋さんは、自社工場内に食品残さを加工する施設をお建てになっております。そういったところを見させていただいております。イガの研究所という名前になって
いますけれども、研究所というよりは、いろんな食品廃棄物を処理される産廃業者の方ですが、そういったところを見させていただいております。

ジェイファームサポートシステムと申しますのは、養豚農家の分社化した施設でありまして、関西方面からパンくずを取ってこられまして、それを乾燥させて粉末にして、配合飼料にブレンドされているという施設を見させていただいております。

昨年 11 月 21 日には、シンポジウムを開催させていただきまして、阿部先生に基調講演をしていただいた後に、管内の研究指導をされている三重県の方、また北海道でてんぷら方式で残さをリサイクルされております三造有機の方、また愛知県瀬戸市で養豚を営ま
れている富田さんという方に、実際に取り組みされている実態を報告いただいております。

めくっていただきまして、そのシンポジウムの際には、事前に実施しました管内の実態調査を、これは概論でございますけれども、報告させていただいております。管内でどれだけの種類、発生量があるのかといったこと、具体的に取引価格はどの程度のものであるのかといったようなこと。また、パンくずみたいな利用しやすいものと、しょうゆかすみ

たいに利用しにくいものがどれだけあるというような実態が明らかになっております。

今後は、こういったデータを具体的な取引につなげるために、生産者、また排出事業者
に還元したいというふうに思っております。そういったことを通じまして、4に書いてお
りますようなネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

また、この中には書いておりませんが、そういったシンポジウムないしは推進協
議会の中で明らかになっている課題が、大きく分けて二つあるかと思えます。19年度の
新規事業で検討されておりますけれども、エコフィードを利用した畜産物の認証制度の早
期の実現ということと、これを明らかにする、判別できるマークなどの普及が消費者の選
択を可能とするために必要ではないかというふうな提言が一つされております。

二つ目としまして、食品リサイクル法の検討の過程で志澤委員等が御発言されてお
りませんが、直接排出事業者から食品廃棄物を利用する際には、有償ないしは無償で入れ
てくる場合には、廃掃法上の中間処理業であるとか、輸送業の免許が必要であるといった
ことが義務づけられておりますけれども、一般廃棄物の免許を取るのは、地域の調整等な
かなか難しいとか、取るに当たっては手続きが煩雑であるとか、経済的な負担があるとい
ったような現場の意見もございます。

こういった見直しを要望したいと考えておりました、3月に予定されております農政局
長会議において、提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

近畿農政局 続きまして、近畿農政局でございます。ペーパーの方はシンポジウムの概
要だけでございますので、局におけるエコフィードに対する取り組みについても、少し御
説明させていただきます。

各局同様に17年度から取り組み始めまして、各局内におきまして、各課、情報共有
というか、連携を進めてまいりました。本年度におきまして、さらに各県との連携という
ことございまして、推進会議を開催し、各県においてもエコフィード推進のための部会
設置、あるいは各県の協議会の呼びかけ等も進めてまいったわけでございます。

そういう中で、局といたしましては、シンポの開催でございますとか、資料提供、情報
収集、受発信に努めてまいり、また府県におかれましては、さらに資金の支援ございま
すとか、あるいは現地指導等々に役立てていただく、そういうふうな形で進めてまいった
ところでございます。

この推進会議につきましては、行政、生産者団体、あるいは指導団体等を中心に構成し

ておりますが、シンポジウムにつきましては、さらに収集運搬業者、リサイクル業者、生産者等も含めて出席いただいておりますということでございます。

このペーパーは 11 月に行いましたシンポジウムの概要でございますけれども、ポイントとして、京都大学の先生から概要、現状等を御説明いただき、あるいは今般のガイドラインの説明等もございました。

それから、取り組み事例の紹介といたしまして、これは行政が技術的な支援をしている事例でございますけれども、加西のリサイクル業者が減圧乾燥方式を取り入れてやろうとしている事例を紹介させていただいております。

さらには、王将という中華ファミリーレストランが店舗展開しているチェーン店におけるリサイクルへの対応、それから、京都有機質資源株式会社でございますが、これはリサイクル業者でございますが、主に油温脱水方式、いわゆるてんぷら方式でリサイクル、飼料製造を行っているところでございます。

そういう中で、後段、意見交換ということでございますけれども、皆様の中には、飼料をつくっていくことによって製造者あるいは店舗、さらには工場の意識改革等も進んだということですが、実需者を含めまして、普及をお願いしたいという話がございました。

あと、王将はチェーン店でございますので、廃掃法上の取り扱いが、店舗の残さが一廃に当たるということで、市町村をまたいで動かすことができないということもございまして、この辺は食品リサイクル法の改正の中で一定検討されておるということでございますけれども、この段階ではそういう意見もございました。また、同業他社、異業種等とも配送等々で連携できれば、コストダウンあるいはリサイクルの機運もさらに高まるのではないかとということもございました。

いずれにいたしましても、今後とも私どもも食品リサイクル法の改正でございますとか、あるいは認証制度の制定等も踏まえまして、さらに情報の受発信、情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

中国四国農政局 中国四国農政局でございます。お手元の資料に簡単に書いておりますが、私どもでも協議会を年 2 回するようにしております、1 回目は今年度の計画というようなものをお話しさせていただいております。

今年度につきましては、そのほかに関連牧場を持っているえさ会社から、ビールかすな

リウスキーかすの肥育牛に対する利用というような事例をお話いただいた。そのほかに、岡山市のエコ技術研究会という産業廃棄物の収集業者さん等で作っている研究会でございますが、まだ具体的な取り組みではないんですけれども、そこでの飼料化に向けた考え方ということをお話しいただいたところでございます。それから3月に、今年度の総括的なことをしたい、協議会を開催したいと思います。

シンポジウム、地域研修会を開催ということです。特別、農政局として実施したということはありませんが、九州で行われた西日本シンポジウムに関しまして、山口県のコンビニとかパン製造業者から出てくる原料を飼料化した事例がございましたので、そういった部分のお話をいただきました。

もう一点は、岡山市の先ほど申しましたエコ技術研究会と配合飼料供給安定機構が主催をされましたが、岡山地区の食品循環資源飼料化研修会という会がございましたので、その開催に当たりまして、いろいろと支援をさせていただきました。

そのほか、現地調査ということで、農政局として、とりあえず事例を調査をしたということでございます。一つ目は、岡山県下で豆腐かす、あるいはビールかす等を配合飼料にまぜて供給しているえさメーカー、それから、そこを利用している畜産農家、あるいは分析等を行っている畜産試験場的な研究機関の調査をさせていただきました。

それから、先ほど九州で発表いただいた事例について、山口県下で調査をさせていただきましたけれども、一般廃棄物の処理費が安いという地帯でございまして、なかなか原料が集まらないという実態があるようでございます。その辺が今後の課題なのかなという状況でございます。

それから、今後の予定でございます。香川県の小豆島等にしょうゆ工場がございますけれども、そこから、かすの利用を何とかならないだろうかという相談を受けたりしております。それから、冷凍食品の大きい工場がございますので、そういったところの事例を調査をさせていただいて、何らかの方向性が出れば幸いだろうという形で思っております。

そのほか、今年度中にパンフレットを配布させていただくつもりで、現在、作成中でございます。

以上でございます。

九州農政局 九州農政局畜産課の梶山でございます。

資料の説明をする前に、一言だけ発言させていただきたいと思います。

ただいま九州農政局管内、宮崎県下で鳥インフルエンザが3件発生しておりまして、そ

の防疫に全力で努めている最中ですが、畜産関係者の皆様には、多大なる御協力をいただいていることに対しまして、この場をおかりしまして、お礼申し上げたいと思います。

お手元の資料、1枚紙ですが、それで説明させていただきたいと思います。

本来は、こちらで作成したのは、このようなカラー版ですので、若干白黒では見にくいと思いますが、本日の会議では御容赦いただきたいと思います。

まず申し上げたいことは、今年度、全国シンポジウムということで、西のブロックではございますが、先ほど御説明がありましたように、宮崎県の全面的な御協力をいただきまして、10月19・20日で全国シンポジウムと九州食品残さの現地検討会ということで開催いたしました。

詳しい資料は、お手元にあります参考資料についておりますシンポジウム資料で見ただけならと思います。そのページをめくっていただければ、1ページ目に開催要領がついておりますので、このような形で開催したということで御認識いただければと思います。

なお、この会議には、参加者は大体180名ほど参加いただきました。また現地検討会の方にも130名ほど参加していただきまして、おおむね好評をいただいているところでございます。マスコミ等にも報道されまして、反響はかなり大きかったと考えております。

それから、本来であれば、2月ぐらいに、九州農政局としましても、全国会議を受けまして行動会議を開催したいと考えておりましたが、先ほど申しましたような状況でありますので、各県の対応もなかなか取りづらいというところもございまして、2月の開催はちょっと難しいかなと考えております。

1月に、事前に九州ではリサイクル関係の会議をやっておりまして、その会場で、このような状況であるが、引き続き食品産業のリサイクルに努めていただきたいということで、食品残さの飼料化について普及・啓蒙活動は行ったところでございます。

来年度早々、各県の対応ができるようになれば、九州で行動会議を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

沖縄総合事務局 最後になりましたが、沖縄総合事務局です。1枚紙ですが、よろしくお願ひいたします。

最初に、食品残さの飼料化の推進運動、PR・普及啓発といたしまして、6月21日に平成18年度の第1回推進協議会を開催しております。そこで行動計画を決定してありま

す。また第2回を3月上旬に予定しております。そこで18年度の実績報告と検証、及び平成19年度の行動の検討を行う予定にしております。

続きまして、情報収集・提供、ネットワークづくりですが、管内の飼料化事業所の現地検討会を2カ所ほど実施しております。10月30日の方に、厨芥残さを利用した業者、それから1月10日、泡盛かすを利用した業者の現地調査を実施しております。

続きまして、排出量に関するアンケートの実施ということで、第1回の推進協議会でアンケート調査を事業者の方をお願いしております。そこで、8月ごろからアンケート調査を行っております。その結果を3月に予定しております第2回推進協議会の方で発表したいと思っております。

それから人づくり、PR・普及啓発ですが、こちらの方では平成18年度の食品残さの飼料化推進セミナーを1月22日、泡盛かすを中心にいたしました泡盛かすの飼料化に向けた講演を行っております。次の日ですが、1月23日に食品残さの現地検討会を開催しております。こちらの方では泡盛工場、それから泡盛かすを利用された牧場で検討会を開催しております。

最後になりますが、エコフィードの安全性確保ということで、飼料化推進セミナーにおいて、ガイドラインの概要説明を行っております。

簡単ではありますが、以上です。

北海道農政部 北海道庁でございます。道内におけるエコフィードの取り組みについて御紹介をいたしたいと思っております。

まず1点目、全体でございますけれども、飼料自給率の向上に向けて戦略会議を設置してございまして、その中でエコフィードにつきましても、きちんと取り上げていこうということで、そのような位置づけをしてございます。

続きまして、2点目に具体的な取り組みを載せてございます。道内ででん粉かす、約8万3000トンほど生産されてございます。そのうち、えさ用に約3万トン弱という状況でございます。これをえさとして使えないかということで、でん粉をつくっている農協連と大学、うちの試験場がタイアップしまして、えさに向けた研究を3年間やってきてございます。

成果につきましては、ここに簡単に書いてあるとおりでございます。それから、このような成果を広く知っていただくということで、昨年11月でございますけれども、それぞれシンポジウムを開いてPRに努めているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

釘田畜産振興課長 どうもありがとうございました。

各地域から、それぞれの活動の様相を御報告いただきました。ことしの5月に全国の行動計画を策定させていただきまして、それに基づいて各地域で非常に積極的な活動が行われてきたということがおわかりいただけたかと思えます。以上が今年度、18年度の行動計画に基づく取り組み状況の御報告でございます。

次に、説明が長くなって恐縮でございますけれども、これまでの2年間の取り組みを通じまして、事務局として整理しました課題、それから、今後の対応方向について、資料5でまとめております。さらに、エコフィード関係の19年度の概算要求、予算要求の内容につきまして、引き続き説明させていただきます。

松尾課長補佐 まず、資料5に基づきまして説明させていただきます。「これまでの取り組みにより明らかになった課題と今後の対応について」です。

まず、「消費者等に対する理解醸成」でございます。全国的にエコフィードの優良事例はかなり見られるようになってきておりまして、今も紹介ありましたように、シンポジウム等々ではかなり好感触を得ておりますけれども、畜産農家、畜産物流業者さん、また配合飼料メーカーさんにおきましては、消費者に対する不安感を与えるものというとらえ方をされる方が多々いらっしゃいまして、まだ利用に消極的な方も多くいらっしゃいます。実際に消費者の中でもエコフィードに対する漠然とした不安感を持った方も多くいらっしゃいます。

今後の対応といたしましては、引き続き消費者を初め関係者の皆様の不安感を払拭するために、エコフィード並びにエコフィードを利用した畜産物への理解醸成を図ることが必要と考えておりまして、具体的には引き続きシンポジウム、リーフレットによるPRに加えまして、エコフィード認証制度の創設並びにエコフィード利用畜産物の科学的評価、これをどうにかできないかということを検討してまいりたいと考えております。

また、「安定的利用体制の整備」といたしまして、エコフィードに関しては、非常に関心は高まっておりますけれども、関係する業界が非常に多岐にわたっていることもありまして、発生・加工・利用といった状況の情報を関係者が入手することがなかなか困難だと聞いております。

飼料につきましては、家畜に対しまして、毎日一定の品質や量を供給する必要がある関係で、地域におきまして、安定的な供給利用体制を敷くことが必要不可欠でございます。

そのため、食品循環資源の発生・加工並びに畜産生産者の利用意向調査を来年度もやりまして、さらにはホームページ等々も使いながら情報提供のやり方を検討していきたいと思っております。このことに関しましては、関係者の十分な御理解のもと、やらせていただきたいと考えております。

また、地域におきまして、オルガナイザーの育成・確保、また研修等を引き続き行いまして、各地域におけるエコフィードの安定的供給・利用が可能となる体制の確立を推進してまいりたいと考えております。

また、現在、科学飼料協会さんが行っております栄養特性評価の手法を確立いたしまして、このPRによりまして、エコフィードの品質の安定性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「技術の普及・定着の推進」でございます。食品残さの飼料化並びにエコフィードを用いました飼養方法につきましては、かなり技術が確立しつつあると考えておりますが、その技術の普及・定着というものは、なかなか十分でないと考えております。

現在、今年度の3月26日に開催を予定しておりますけれども、専門家を集めまして、専門家の横の連携を強化していただきまして、これに関しましても情報の交換を図っていただくとともに、各地域において取り組みがあった場合に、そういった専門家の方々を紹介させていただくような体制づくりをしまして、技術面でのサポートを推進してまいりたいと考えております。

4番目といたしまして、「新たな食品リサイクル制度の対応」がございます。先ほど御紹介がありましたように、食品リサイクル制度の見直しが進められておりますので、これに対する活用・対応の検討を進めたいと考えております。これによりまして、エコフィードの一層の推進につながるよう、具体的な各地域における実践方法等を検討してまいりたいと考えております。

これに対しまして、資料6としまして予算を確保しておりますが、まず「エコフィード対策」としまして、推進対策でございます。昨年度も公募方式により実施しておりますけれども、ネットワークづくりといたしまして、各関係者の情報等も収集いたしまして、地域情報システムの確立に努めたいと考えております。また、認証制度の創設に向けまして、19年度も努力してまいります。そのほか、普及啓発につきまして、シンポジウム、PR資料の作成等々を行ってまいります。

また(2)といたしまして、エコフィードへの取り組みに対する直接支援。本年度もござ

いましたけれども、引き続き飼料化施設に対する施設整備に関しましては、直接支援の場合は県をまたがるような広域支援ということにしておりますけれども、これを行ってまいりたいと考えております。

開いていただきまして、次が「リサイクル飼料利用促進」でございます。これは配合飼料供給安定機構さんにやっていただいておりますものの2年目の取り組みとなりますが、引き続き安全性のガイドラインの普及にも努めてまいりますし、栄養特性評価手法の開発についても、この事業により行ってまいります。また各地での指導者育成、アドバイザー育成の研修等の実施も行ってまいります。

といたしまして、「地域バイオマス利活用交付金」。これは地方公共団体を通じた事業になりますけれども、ソフト面、ハード面におきまして、バイオマス施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

これに関しましては、都道府県、市町村等を通じて、御希望があれば検討をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

釘田畜産振興課長 以上が私ども事務局としての問題意識をまとめたものと19年度の予算の概要でございました。

以上で、きょう用意しました資料の御説明は大体終わらせていただきました。残り50分余りありますので、その時間を使いまして、自由に御議論いただければと思っております。

質 疑 応 答

釘田畜産振興課長 本日の会議は、ことし5月につくっていただきました行動計画に基づいた1年間の活動状況を御報告させていただきまして、その点検、検証をすること、さらに、それを踏まえまして、来年度、19年度の行動計画を新年度に入りましたら策定させていただきまして、さらにこの活動を積極的に推進していきたいという趣旨でございます。

冒頭の部長のごあいさつにもありましたように、昨今の飼料穀物の価格の高騰といったような状況もございまして、エコフィードに対する関心はますます高まっているような状況ではないかと思っております。

各委員の皆様、出席者の皆様方のそれぞれのお立場から、日ごろ感じていらっしゃるよ

うなことについて忌憚のない御意見を多数いただければ、そういった御意見を踏まえて来年度に向けた活動をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議論の進め方については特に考えはないんですけれども、今、説明いたしましたたくさんの方の資料がございましたが、これについて御質問とかあれば、それからお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

特に御質問のようなことはございませんでしょうか。

それでは、早速、今のような活動状況を踏まえて、19年度に向けて、どういったことにさらに取り組んでいくべきかといったような観点から御議論いただければと思います。

議論の進め方につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、資料5で、これまでの取り組みで明らかになった課題と今後の対応ということで、4項目ほど整理させていただいております。どのような順番からでもいいんですが、こういった問題意識を踏まえた御意見をいただければと思います。

野口専務、お願いします。

野口委員 春までの会議で感じたんですけど、エコフィード・イコール・養豚飼料という感じで進んできたような、ひがみかもしれませんけど、そういう感じを受けたわけですけど、先ほど事業所の数を見せていただいたら、かなり牛も進んでいるということで安心いたしました。

部長さんのあいさつにもありましたように、トウモロコシのエタノール転換による穀物需給の逼迫ということで、配合飼料価格が上がっていく基調につきましては、もう間違いないということですが、牛もその影響をかなり受けるわけでございます。したがって、牛用につきましても、今後、エコフィードを活用していく必要が大いにあるのではないかと考えています。

そこで、現在エコフィードの活用場面としまして、個々の農家でやるのもさることながら、TMRセンターが全国にできております。平成15年度、34のTMRセンターが、平成17年度にはもう49ということで、これも毎年増大しているわけでございます。

御案内のとおり、牛の飼料は、エコフィードの安全性のガイドラインによりますと、A飼料に限定されるということでございます。豚はコンビニの弁当の食べ残しあたりも飼料化できますけれども、牛は植物性に限られるわけです。そうすると、原料となりますのは、食品産業といいましても、食品加工業ですね。植物を原料とする食品工場からの副産物に限られるんじゃないかということでございます。

そこで、このTMRセンター、あるいは個々の農家向けに、どこでどのようなものが排出されるかという情報を開示していただくということで、今後の対応の中にもホームページ等で情報提供の検討を実施するという事で非常に安心をいたしました。

ただ、エコフィードの原料となるものは水分が多いということで、結果的には腐敗が早い。あるいは遠くまで運搬すると運搬コストがかかるということで、その地域、地域において、発生物をエコフィードに活用するというのが原則になってくるんじゃないかと思えます。

したがって、情報提供も、一番いいのは各県単位でやっていただく、あるいは農政局単位でやっていただくということで、きめ細やかにやっていただく必要があるんじゃないかと思っています。

そこでもう一つ豆腐屋さんですね。全国に豆腐屋さんが津々浦々ございます。ビール工場とか、でかいジュース工場なんかの副産物につきましては、情報はすぐわかると思うんですけども、小さな豆腐屋さんのおから等の情報についても、きめ細やかに情報を発信していただくようお願いしたいと思います。

もう一点は、排出事業者に対する排出物の品質保持の技術指導についてもお願いしたい。先ほど北海道さんからも、尿素添加によって品質が保持できるという話がございましたけれども、そのほか乳酸菌を使って品質を保持するという技術もあるようですから、せっかく排出された原料が牛の口につながるように、排出事業者の方にもそういう御協力をお願いするという事を取り組んでいただければと思っています。

以上でございます。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

きめ細やかな情報提供によってネットワークづくりが大事だというお話が一つと、品質保持のための技術指導、技術についての御指摘があったかと思っています。非常に重要な御指摘だと思いますが、ほかに続けていかがでしょうか。

阿部先生、お願いします。

阿部委員 資料5の中で、一番上に消費者等に対する理解の醸成ということで、ふだん考えていることで提案的なことも含めてお話しします。消費者の理解を得るということは確実にやっぱりあるんですね。「えっ、生ごみの」、それからつくった肉というのは、まだ払拭できない部分はある。

この対策としてはいろんなことがあると思うんですが、少し先を見て、子供たちを取り

込むべきだ。子供を取り込むという言い方はおかしいですが、子供たちにしっかりこの問題の認識をしてもらって、それを家庭を通して広げていくということが非常に大切だと思います。つまり「食育」という教育の中に、具体的に我々は突っ込んでいくということをやっていくべきだと思うんですね。

そういう事例が幾つか国内にあります。私の住んでいる神奈川も、県知事のプロジェクトで去年から始まっているんです。それはどういうことかといいますと、学校給食の調理残さを主体として物を集めて、それを厚木の処理業者が乾燥処理をして、それを伊勢原だと思いましたがけれども、養豚農家のところで10%前後入れて使ってもらう。そこからソーセージをつくって、それを学校給食に回していく。そのコーディネーター役割は県の畜産技術センター、前の畜産試験場がコーディネートしているということで、地域の異業種のネットワーク、つまり学校も含めてやっている。

その評価というのは、給食も含めて、その内容も含めて、とてもいいんですが、それと同時にやっていることは、県の関係者が出前教育をやっているんですね。このソーセージ、このハムは、こういうふうにしてできたんだということを、同時に前出教育とミットでやっている。

それに関連した人の話を聞いたんですが、とても新しい発見があると同時に、子供たちの評価もとても高い。「新しい発見って何」と聞いたんですが、「とにかく、畜産のことを余り知らない」と言うわけです。どんなえさを食べて、どうやって豚を育てて、7ヵ月で110キロなんてことは全然知らない。命をいただくということについても、まだ抵抗感があるということも含めて、飼料から命をいただくところ、そして、こういうふうにして物をつくるんだ、家畜というのはライブストック・アニマルなので、酷に食べるものじゃないんだという話をしていると、だんだんわかってくるというんですね。

ということで、エコフィードを消費者にきちっと認識してもらおうということは、その前に日本の畜産を消費者にきちっと認識してもらって、その上でエコフィードというのはなるほどね、というのがとても大切なんですね。そういうことが、これから必要だと思うんです。

その取り組みとしては、先ほど各地域農政局の皆さんの中では、要するにどうやって物をつくって、どうやって食べさせるかという技術的な部分が主体です。これは当然だと思います。始まってから、そんなに時間がたっていないわけですから、そこら辺のファンダメンタルをきちっとつくることが大切なんですが、これからは、先ほども提案があ

りましたが、どんな肉をつくって評価するかということと関連して、今お話をしましたように、食育の中に食い込んでいくということを取り入れていかなくちゃいけないだろう。

そのやり方としては、私が知っているのは神奈川の例あります。それから、全中の皆さんがとてもいいよ、すばらしいと表彰された、長岡の金子さんのところもやっぱりやっています。それから一度ストップしてしまっただんですが、また始めようということで、山形の鶴岡も始められるようですね。鶴岡も最初の食育教育的なところをやっていたんです。

だから、そういうことは必要なんだなということで始めると思うんですが、そういうことのスピーカーは結構いると思います。ですから、提案ですが、各農政局がやられるときには、まずスピーカーとして、話題提供として、そういう実践事例をしゃべれる人。それから集める人たち、要するに参集してもらおう人たちも、従来の消費者、各地域の奥様たちの消費連合の方、これは当然です。

それとあわせて学校の先生、教育委員会という人たちもこの中に呼んでいって、環を広げていくことが、これからを展望したときに、ちょっと回りくどいやり方もかもしれないですけども、ファンダメンタルの一つになるんじゃないかなということです。

すぐにパッとできるかどうかわかりませんが、頭の中に置いておいていただいて計画をつくっていただければありがたいなと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

釘田畜産振興課長 どうもありがとうございました。

食育の中にも、こういったことを取り組んでいく。エコフィードの問題というのは、私ども役所側、直接の担当としては、飼料自給率の向上という観点をどうしても前面に出してしまうんですが、それを進めていくためにも、そういう関係者、特に子供たちへの理解を求めていく。

エコフィードというのはリサイクル社会をつくるという意味で大きな意義があるわけですので、そういったことは食育を通じてやっていくべきではないかという御指摘、今後の取り組みの中で、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

引き続きいかがでしょうか。どのような御発言でも。志澤さん、お願いします。

志澤委員 先ほどの部長の話のとおり、我々畜産農家というのは非常に危機感を感じていまして、このエコフィードは2年前だったでしょうか、3年前に取り組んで、先を見た話で、私も関係者の一人として喜んでいるんですけども、阿部先生のお話のとおりでして、加工の一部を担ってソーセージをつくって提供しているんですが、まさに学校の食育

については、現場を知らない先生も多いし、子供たちも多いから、こういう機会にぜひ参加をいただくといいと思いますね。

それで、別紙5のエコフィードの認証制度の骨子の問題です。5年前からエコフィードの推進と同時に利用促進を図りつつ、どっちかというところ、私どものところはリキッドフィーディングなんですけど、19年の2月に食品リサイクル制度の見直しの件で、重量ベースで52%の実態が出ているということですけども、食品工場、製造工場等は食品リサイクルについての関心度は、関係者もおられるかもしれませんが、私は意外と少ないんじゃないかと思うんですね。

そういう中で、このエコフィードの認証制度の中に、利用者、要するに製造業者、それから飼料販売業者、使用する農家というのが認証じゃなくて、例えば50%とか60%をリサイクルの推進に向けて排出業者が出されている、それも認証に加えることによって、要するに残さが潤滑にえさに向かってくるという意味では、そういうのも取り組んだ方がいいんじゃないかなと思って見させていただきました。

それから、先ほどの消費者の方に対する理解力というのは、例えば50%なのか30%かわかりませんが、エコフィードを使ったえさを食べた豚であり牛であり鶏であるということが、ラベルで消費者にわかるようなPRをすることによっても、付加価値を上げるということよりも、後ろから応援をしていただけるといい。そうしたら、もう少し畜産の理解力も高まるのではないかと思うわけです。

そういうPRの方法も一つ取り入れたら、予算化もここにありますけれども、消費者にわかるような形で、店頭の商品にうまく表示ができればいいなというふうに思っています。

それから、先ほどの排出のところ、認証制度もそうですけれども、排出業者、食品加工業者の方々に、今の地区環境の問題を含めて、えさになるものはえさとしての協力体制を求める。我々の畜産農家は使おうという意思はあるんですけども、安定供給というのは、出す方はできるだけ出さないように努力するのは当たり前の話ですが、未利用のものはたくさんあると思うんですね。

先ほどの方もおっしゃられていましたけれども、情報がある程度開示できて、畜産農家あるいは養豚農家の周りにこういうのがあったら、そうしたらそれに取り組んでみようかというのは、まだまだあると思うんですね。ですから、ぜひそういうものが出やすいような、例えばISOの14000を取る中で、そういうものも位置づけをしたら、もっといいのかなというふうに思ったりして、意見として述べさせていただきました。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

今のお話の中でもありましたエコフィードの認証制度、あるいはエコフィード利用畜産物の科学的評価といったことについて私ども取り組んできておりますし、さらに取り組んでいきたいと思えます。

認証制度、何か……。

松尾課長補佐 認証制度につきまして、確かに、エコフィード認証制度を開始したときから、どういった方を対象にしていくのかという話が議論の中心でもありまして、特にエコフィード認証制度の今現在の対象は、あくまでえさということで始めております。将来的には、エコフィードを利用した畜産物に対しても、こういった認証制度の対象となる飼料を使ったものであることを訴えていくべきであるということも、先生方から聞いております。

ただ、今の段階では、認証申請者として食品製造業者さんを入れるということは、えさ自体を対象としているものですから、そこを外したんですけれども、実際、その食品製造業者さんが、えさの原料として、特に飼料製造業者さんの許可を得ながらやる場合には、当然ここに入って行くということで、特段外しているということではなくて、具体的に事例を考えていくと、このあたりの方たちが責任を持ってエコフィード、えさとしての管理をしていただけるということで、こういった方たちを入れております。

今後、えさ自体の原料についても対象とするべきことが想定されれば、そこはまた検討の範囲かなというふうには思っております。

釘田畜産振興課長 伊東さん、どうぞ。

伊東委員 消費者の立場として、私、一人で出席させていただいているんですが、実際の場所を拝見させていただいたんですね。志澤さんの農場だとか、神奈川の小田急のエコフィードの工場だとか見学させていただきました。実際に人間が食べるものと同じものを食べさせているわけですね。そういうところをきちんと見ることができれば、不安感は大変低くなって減るわけです。

ですから、お邪魔なところがあるのかもわかりませんが、こういう会議にももう少し消費者が入っていただいたらいいんじゃないかなと思います。できれば、そういうところを見る機会がもう少しふえたら、もっと理解が深まるのではないかと思います。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

消費者の御理解をいただきながら進めていくということは非常に大事だと思います。今

までのシンポジウムなどの中にも、そういった消費者からの参加もあるんじゃないかと思
いますけれども、一層そういったことに努めていきたいと思ます。

このエコフィード認証制度の話、あるいはエコフィード利用畜産物のPRといいますが、
そういったことについて、先ほど少し御議論していただいているんですが、こういったこ
とについて何か出席者の皆様方……。どうぞ。

野老委員 意見というよりも質問です。

これまでの取り組み、あるいは今後の対応という中に、消費者に対する理解醸成を第1
番に挙げていらっしゃるんですね。実感としてつかめないものですから質問なんですけれ
ども、このエコフィード事業を推進する上で、現状、消費者の理解がまだ進んでいないと
いうことが、実態的に障害感というか、そういったものがあるんでしょうか。まずそれを
質問したいんですが。

松尾課長補佐 去年の進める最初の段階では、エコフィードというのは何だろうという
話があって、それで安全性のガイドラインを取り進めて、そこで安全性の確保をした上で
使っていただく。畜産農家さんが、こういうものだったら安心して使えるよということ
を安全性のガイドラインで訴えさせていただいたんですけれども、その中でも、伊東委員が
おっしゃったように、エコフィードの実態としては、これを使うことがどういうことなの
かというのが皆さんわからない。

残飯のイメージがあると、特にそこに抵抗感がある方も非常に多くいらっしゃる。その
漠然とした不安というのが、やはり利用が進んでいない一番の理由ではないかというふう
に考えております。

これを知っていただくことで、成功事例として、例えば神奈川の方でハマポークの事例
があったり、大阪の方でもエコフィードを使ったら、実際にはパンくずとかを多く使えば
さしが入っていくような技術も出てくるとか、こういった具体的な事例が明らかになって
くることで利用が進んだという事例が実際に出てきております。

畜産物はこういうものであって、消費者にもちゃんと受け入れてもらえるんだというこ
とを押さえることが前提でないと、そのほかのことが全く進まないのではないかと考えて
おりまして、「消費者等」と書いておりますけれども、消費者を含めまして関係者の理解
が第一にあってこそ、ほかのことが進むと考えております。

野老委員 続けてなんですけれども、恐縮ですが、消費者に対する理解ということは、
消費者を含めて考えますと、関係者の理解が進むということが非常に大事だということ

非常にわかりやすい。

もう一つ、例えば食肉事業者というのが、限定的ではあるんですけども、あろうかと思うんですね。食肉事業者、これは自分の事業の発展のためですけども、かなり大きなイベントをやって、食肉の事業として活用する事業者を対象とするといいますか、私どもの会員を対象とするようなイベントをやるわけですね。大体数万人集めるようなイベントをやっていると思うんです。

そういうときには、事業としてやりますので、自慢といいますか、そういったものが脚光を浴びるような構成を当然とるんですけども、食肉事業者から食肉を調達するというような局面のときに、エコフィードによる畜産物を排除しないと、あるいは積極的に、こういうすばらしい、逆にいいものができるんだとか、そういうようなところを、協力を求めながら事業者筋に広めていくということも一つ道があるんじゃないだろうかというような感じがしました。

現状、そういう段階になっているかどうかという問題もあるんですけども、一応、御提案として申し上げておきたいと思います。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

今の御議論……。どうぞ。

志澤委員 消費者の理解というか、流通業者の理解というか、食の安全・安心まで、特にBSE以来、食べているものが何なのかというのは我々も気にしながらいろいろやっているわけです。

基本的に、今、日本の豚肉なんかのブランド化というのは、えさとか品種とか、あるいは飼い方とか、そういうものを提示してブランド化しているのが多いと思うんですね。そうしますと、食品残さを使っているということを消費者によく理解いただかないと、そのえさを食べて大丈夫なのかという疑念を抱かれることが多いと思うんですね。

ですから、エコフィードの畜産でいうCSRの一つになるかもしれませんが、社会的にそういう結びつきがちゃんと行われ、それによって日本の畜産というのはかなり貢献している。しかし、その裏には安全性をえさの部分できちっと担保していますよということをよく理解していただかないと……。

確かに、さしが入るとい話もありますけれども、安全なのということは先にどうしても出ますから、そういう点では消費者に理解をいただくということが、私はさっきPRとしてラベルを張ったりしたらもっといいんじゃないかという話をしたわけです。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

松尾課長補佐 そういった意味もありまして、安全性のガイドラインというのは今後もPRしていきたいと思います。それと並行して、認証制度で検討しているものが、エコフィードを使うという取り組みが資源循環型社会の構築の一環であるということ、また自給率向上にあるということ、これを訴えていかないと、なかなか御理解をいただけないのかなというふうに思っております。

逆に、古紙の利用が進んでいる実態があったり、最近では環境型の取り組みは非常に消費者の理解が得られると考えておりますので、こういった面を特に今後は力を入れて、消費者の理解を得ていきたいと考えております。

釘田畜産振興課長 どうぞ。

山口委員 全体の感想的な話になるかもしれませんが、きょうお聞きしまして、北海道から沖縄まで、各地域で非常に活発に活動されて、その中で、一つは飼料化をしようという事業者と、それから、でき上がった飼料を利用される養豚家の方等々、また専門的ないろいろな技術提供をされる試験場、その他の地域での支援グループが、情報の共有化が非常に進捗した結果、各地区で、いわゆる事例が出てきたんだろうなと思っております。

私どもも九州で飼料化をやっておりますけれども、その中でも最近、特に養豚家の方から、「ぜひ使いたい。サンプルをもらいたい」という要望がふえてきています。

そんなことを考えていきますと、次のステップとしては、排出事業者側のもう一步、いわゆる意識向上といいますが、この辺が今回の食り法の改正の中で、特にリサイクルループが整備されるという中で、広域的な収集も、いわゆる廃掃法上の緩和の措置を考えていただけるという方向になりそうな感じでございます。

そういう形ができてくれば、排出事業者と、またそれを飼料化する、あわせて利用する養豚家ということで、完全にループとしての情報の共有化がもっと進んでいくのではないかなというふうに考えています。

それから、今、お話が出ておりました消費者に対する理解の醸成という点でございます。実際に我々小売業は大変厳しい状況の中でありまして、食品あるいは生鮮品の販売に関しての考え方としては、一つは少子・高齢化も含めて、需要が拡大することは余り期待ができないという中で、当然ながら質の追求ということを考えていかなければいけない。

その質の追求を消費者にどのように伝えていくかというときの一つの考え方としては、工業化された食品製造というステップから、より命の循環という考え方の中で価値観を見

直してもらおうと、そういう視点から考えていかなければいけないのではないかな。

阿部先生からお話がありましたけれども、我々も今後、そういう施設をつくっていくときは、小学生あるいは中学生等々を案内して、現場と一連の流れ、どのようなものがどのように管理された状態が入ってきて、それが加工されて、えさとして利用されていくのかというプロセスをきちっと教えていくというか、啓蒙していくような段階まで進められればいいと思っています。

もう一つは、品質的な部分、それから安全性の部分でガイドラインができたり、また認証制度が今後進んでいけば、ある面では再生利用されてつくられる、いわゆるエコフィードの流通価格も一定のところに来るんだらうなと考えています。

そういう視点から、逆に廃棄物の処理というような考え方を超えて、きちっと事業としてリサイクルが継続されていけるということにつながっていくのではないかなと、こんなふうに考えています。

以上です。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。この分野で非常に積極的な活動をされている山口さんから、お話をいただきました。

先ほど来、消費者の理解醸成ということにつきましては、たくさんの御意見をいただきまして、おおむね皆様の認識は一致しているかと思えます。食育ですとか、そういったいろんな場に、消費者に対して、もっと正確な情報を提供し、理解を深めていただくような努力を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

次に、お話としては、安定的利用の体制整備といったこと、言いかえればネットワークづくり。いろんな異業種の方々の間をうまくつないで利用を進めていくということが大きな課題であるわけですが、この話は、食品リサイクル法の改正によるリサイクルループといったような考え方というのも出されております。

よろしければ、その辺のネットワークづくり、新たな利用拡大の取り組みといった観点から、どなたか御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

どうぞ。

川島委員 多少課題とはずれるかもしれませんが、食品残さの飼料化をより拡大していく中で、我々は技術開発部門を担当しているわけですが、引き続き支援部隊として新規に飼料化を進めたいという事業所あるいは農家さんのサポートをしていきたいと考えております。その中で、新たなリサイクル制度がこのような形でできつつあって、飼料化

を優先するよということは、我々としてもやりがいのあることだと考えております。

一つ懸念されることが、冒頭、部長のお話にもありましたけれども、バイオエタノールの利用が非常に進んできている。逆に言うと、それで食品残さの飼料化が国内で注目を浴びている状況にあるんですけれども、同時に国内でもバイオエタノールの生産に向けた技術開発が非常に進められようとしています。

それは非常に重要なことで、今後、重点的にやっていく必要はあると思うんですが、バイオマスという一つの絡みの中で、食品残さの飼料化も、バイオエタノール、その他のエネルギー利用も一つの範疇に入ってしまう。どうしても資金、研究予算といったところでの競合が生じかねません。

本来、バイオマスの利用あるいは循環型社会の構築というのは非常に長期的な視野で進められるべきもので、阿部先生からもありましたように、子供から取り込んで何十年にわたって育てていくべき課題だと思います。

ですので、今後、そういったバイオマスにかかわる取り組みを推進するについては、より長期的な視野で、一過的なものに終わらないような形でのバランスのとれた誘導をお願いしたいと思っております。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

続けていかがでしょうか。

よろしければ、牛久保先生、食品リサイクル制度の座長を務めていただいていたということから、何かコメントをいただければと思います。

牛久保委員 皆さんがおっしゃっていたとおりの議論が食品リサイクル法の中でもされたわけですけれども、先ほどの消費者関係の問題のところと言及しますと、今までリサイクル製品というのは出口議論をやらないんですね。要するに川上議論で、技術があって、これをこうつくれば必ず使うだろうという考え方が非常にあるわけです。だから、工業製品化的な考え方。

ところが、こういうものについては、先ほど伊東委員からも話がありましたように、例えば堆肥であっても、見本絵をつくって見せるということも一つの大きなインパクトがあるわけです。例えば頭の中に、自分の食べているものが責任持って調理し、廃棄物として排出をしているということは観念的にはわかっていても、その取り扱いについてどういふふうな経緯を通してえさ化されているかということを目の当たりに見ていませんと、やはり説得力がない。

出口議論ということですから、消費者の方たちを多くこの中に取り入れる。その一つの方策として、阿部先生もおっしゃったように、リサイクル法の中でも一応言及していますがけれども、食育関係のところから取り入れた形で議論をし、または普及し、技術または情報を公開していくことが非常に大切だと思うんですね。

ですから、要するにループの問題についても、そのあたりの受け渡しがうまくいかないということですので、出口議論を最初にし、出口の方たちの御理解を得てやることが一番リサイクルを推進する上では大切だなと。特に安心・安全という面からいうと、そこら辺が大きな問題であろうかと思えます。

ただ、エコフィードにしても、あと法律の問題にかかわる議論にどうしてもいってしまう可能性があるわけですね。ですから、その限界の中で、よりよきものをどうやってつくっていくかという考え方をやりませんと、これありきだからだめという議論をしては先に進まないということですので、そこら辺はもうお互いのいわゆるゼロエミといって……。ゼロエミというのは物がなくなるというふうな考え方もあるかもしれませんが、うまく受け渡しをするという中で、どうやって自分たちが受け渡しの責任を保てるかということを考えていかなければいけないだろうと思えます。

ですから、リサイクル法の中でも、えさ化というのは当然、食料の自給率とえさの自給率を考えれば、優先的に来る議論である。ですから、これも各委員の方々から、先ほど島津さんの方からも説明がありましたように、当初からそういう観念を持つべきだという議論からスタートしているということも申し添えさせていただければと思えます。

以上です。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

宇井委員 宇井でございます。

牛久保先生の前にしゃべればよかったんですけども、体制とかいうことと直接あれかもしれませんが、食品リサイクル法への対応ということではっきり書かれていますので、その中に当然入ってくるということはいいのかなと思うんです。

前にもちょっと申し上げたんですけども、バイオマス、有機資源ということで広くとらえて、その中のエコフィードという位置づけで申し上げますと、バイオマスの利活用を進めるということで、閣議決定にのっとなってバイオマスタウン構想というのが進んでおりますね。

今、30 で、1月の末だったかな、5つありますから、35 ということになるようだけれども、その中でバイオマスの利活用方法はいろいろあるんですが、今、牛久保先生も堆肥というふうにおっしゃいましたけれども、マテリアルな利用で、飼料化というのは非常に大事なわけですね。

それについては、今度のリサイクル法の見直しでも、はっきり食品残さについては、残さという言い方はちょっと抵抗がありますけれども、食品系のものについては飼料化をまず優先していくというのは非常に結構なことだと思います。

この 30 の中でちょっと申し上げますと、新しい五つはまだ勉強し切っていないので申しわけないんですけれども、飼料化を取り入れているのは7事例なんですね。さっきの阿部先生がおっしゃっていた食育とか、そういうことに関連して、幅広い教育をしなきゃいかんというのは、地場でリサイクルの環というのをちゃんとつくらないと、どういう利用をするにしても、うまくいかないだろうと思うんですね。

そんなことで、ここではリサイクル法を前へ出して、ちゃんと書いていただいているからいいんですけれども、実際に現場で有機資源を使っていく場合には、市町村がつくる構想の中に積極的に位置づけていただくということが非常に大事だろうと思うんです。

先ほど来、中央の合同会議を受けて、農政局なり県の方でブレイクダウンされている事例の御報告をいただきましたけれども、現場の事例を御紹介なさって、やっているものがふえてきていますので、そういう仕組みが曲がりなりにも取れているものを事例発表として御紹介なさっているわけですね。ですから、そういうものをどんどんPRしていただければ、おのずと30の中の7というのも、どんどんふえていくと思います。

300 をつくるという意気込みでございますので、畜産のサイドからも、そういう御支援をしていただけると……。どこかに「バイオマスタウン構想」なんていう言葉が少し出てくるといいのかなという気もするんですが、あえてそんなことにこだわるわけではございませんけれども、そういうつながりができると非常にありがたいかなと。

それから、阿部先生がおっしゃった食育の話は、関連のお役所の方がお二人、お見えになっていきますので、ちょっと御紹介させていただきますと、バイオマスの利用の優良表彰という制度をお役所の御指導を受けてやっているんですが、ことしの九州の表彰で、福岡の築城町の取り組みが表彰されております。

し尿は、今は下水道か、集落排水等々の処理をして、あとの汚泥をどうするかというのが普通ですけれども、築城町さんの取り組みはそうじゃなくて、人間様のし尿そのものを

曝気処理いたしまして、液肥をつくって、それを町の農業生産の場に還元していくということをおやりになって、実際に立派にリサイクルする、物が余るようなことがないような仕組みをつくられているわけです。

これも昔、ずっと時代をさかのぼれば当たり前の話ということになるんでしょうけれども、今の感覚で言うと、それをつくった食べ物がどうだという感じがあると思うんです。実際に、初めはなかなか処理し切れなくて大分困ったようですけども、環境教育というのを小学校等々に持ち込みまして、できた農産物がおいしいということが一つの条件なんです。

エコフィードの方も、先ほど来ちょっと御紹介ございましたけれども、できたものがおいしいということがさらにプラスアルファされないと、なかなか前に進んでいかなのかなという気はしますが、野菜等々作物、お米もそうなんですけれども、そういうものが非常においしいということで、すっかり定着をしてきている。

これは相当時間をかけてやっているようです。5年生を対象に1年間の授業でやるということなんです、毎年変わってきますから、30年ぐらいは大丈夫かと随分長いこと言っていましたけれども、それぐらい気の長い取り組みをしないと、意識は変わっていかないのかなと。

築城町は、できたお米も立派に銘柄米で通用して、地場、地産・地消が進むというような形になっているようです。そんな事例もあるということをお紹介させていただきます。

先ほどのバイオマスタウンのところは、ぜひひとつよろしくお願いを申し上げます。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

環境教育の重要性といったような御指摘もありました。また、バイオマスタウン構想といったこととの連携も、私どももこれからやっていきたいと思えます。

いかがでしょうか。あと時間は10分ぐらいになってまいりましたけれども、どのような観点からでも結構でございますが、御意見いただきたいと思えます。

花澤委員 私、食品産業センターの花澤と申します。

私ども食品産業センターというのは、主に食品加工業の団体とお考えいただければいいんですけれども、そういう観点から一つ、さっき志澤さんから、加工業から出ているものが、まだ量的に十分活用されていないんじゃないかという趣旨の御発言がありました。

先ほど総合食料局の方が別紙6で御説明になりました2.(1)で、再生利用の実施率が52%と書いてありますけれども、全体で、私ども加工業についていうと、もう8割を超え

たような重量で、数字になっております。結局、大きな工場から出るのは、相当利用されているということなんです。

先ほど野口委員から、豆腐屋さんのおからの発生状況なんか、もっときめ細かく提供してもらえればというお話がありました。まさに、製造加工業から見ると、中小零細の小さなところがまだまだ十分じゃないということで、総重量ベースですと、ほどほどというか相当いっているんですが、事業体ベースで見ると、小さいところが我々の問題点だと思っています。

そこで、かねてからいろいろやってもなかなか難しいところですが、特に今回は牛久保先生の小委員会でも、それから総合食料局から御説明があったように、食品リサイクル法の再生利用の四つの肥料化、飼料化、油脂化、メタン化の中で、今までは並列だったのを明確に飼料化を優先するというのをうたっていただいたわけであります。

もう一つは、リサイクルループの話もございましたように、これもリサイクルループで、まさに畜産物のところまで、購入・販売までを認定制度の対象にして、認定を受けたときに廃棄物処理法の特例をいただけるということで、これも大きな武器になる。

こういった制度改正も含めて、要するに食品循環資源については飼料化優先ということで、さらに我々業界の中で意識を高めていかなきゃいけないと考えております。

それから、きょうは食品リサイクル法のことがかかなり話題になって、よかったと思っております。私どもやっておりますと、この会議に出ている、だんだんと総合食料局の御発言もふえてきましたし、そういう意味で、川上、川下、真ん中、みんなやっていかなければいけないことなので、食品リサイクル法も、こちらのエコフィードも、かなりダブっているわけですから、うまくお互いに使いながらやっていかなきゃいけない、こんなふうに思っております。

以上です。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

阿部先生、どうぞ。

阿部委員 技術論的なことで、技術の普及と定着の推進ということで、エコフィードをつくる側と養豚農家という間を考えますと、ここにもいろいろ書かれているように、安定供給と質の問題と、それから山口さんが先ほどおっしゃられた価格の問題が横たわっているわけですね。こちら辺を、どううまく解決していくかということが、うまく滑っていく、つまり阻害要因を低下させる一つのポイント。

それに加えて、いろいろ見ていると、私はもう一つあるなど。それはいわゆるつくったものをどう給与するかという給餌システム、ハンドリングの問題ですね。10%、5%まぜる。だけど、「うまくまざったりするには金がかかるよな。そういう施設も必要だよな。面倒くさいよな。だからちょっと手が出ないね」というところとか、志澤先生のところのように、完全リキッドを自分でつくるシステムがあるところはいいいんですが、例えば神奈川でつくっているようなペースト状のものを市販するという場合に、それをどうやって使うか、「今まで粉餌のシステムなんだけれども、それを変えるにはお金がかかるし、乾燥えさとまぜるのもちょっとね」という、そこら辺も阻害要因になると思うんです。

そこら辺が今まで見えてこなかったというか、議論されていなかったんですが、そこら辺も視野に入れられて、いわゆる拡大の阻害要因の一つと考えて、それを考慮していただく。技術的な面、あるいは財政支援的な面、いろいろあると思うんですけれども、そんなこともちょっと考えていただければいいかなという感じがしております。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

今、技術的な観点からの御意見もいただきましたけれども、その辺についていかがでしょうか。

どうぞ。

内藤委員 技術面ではないんですが、私が感じていることを述べさせていただいて会議に参加させていただきたいと思います。

私ども、この仕事をさせていただいておるんですが、一番大事なことは資源循環型の社会形成、この大きなものが根底にあって、この部会においては、えさ化という切り口から、この問題を議論しているんだろうと思います。どうしても大量生産、大量消費、それから大量残さといいましょうか、今までは焼却あるいは埋め立て等で書いちゃうわけですが、これを循環させると、これが国民的な課題であるという視点だろうと思うんですね。

環境もそうですが、いわゆる残さ、汚いもの、処理するものというふうな感覚が非常に強いんですが、そうではなくて、先ほど伊東委員でしたか、消費者のお立場から言ってみると人間と同じものを食べている、たまたま人間が食べ残したものを活用しているんだ、そこは基本的には安全なものだという概念というか、考え方を我々自身が持たないと……。

残さ物は安全ではなくて、非常に汚いもので云々という感覚が先行すると、問題が発生するんじゃないかなということで、これは私どもあれですが、えさ化という切り口から資源循環型の社会形成に参加しているんだというふうな視点を、常に基礎に置かないといか

んかなと。

第2点目は、資料5の今後の対応の二つ目のところにありますが、情報を活用したオルガナイザーの育成・確保云々ということですが、これは極めて大事なのかなと。いろんな問題でも、こういう場所で議論され、総論賛成、しかし現場で各論進まないというのが多いのではないかと。

そういう意味では、ここで書かれていることは非常に重要で、特に先ほどいろいろな農政局からありましたが、北陸農政局の御説明の最後のところで、地域段階でのコーディネーターを設置していくんだ、これで進めていくんだということが報告されました。私は非常に重要なことではないかなという気がしまして、この辺を重視し、対応していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

時間も残り少なくなっているんですが、ぜひ御発言いただいている方からもいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

霧島高原ビールの山元さん。もしよろしければ、最近のいろんな話題なども含めてお願いいたします。

山元委員 私は先々週、シカゴに行っておりました。DDGSの仕事をやっているんですが、建設中のアメリカのエタノール処理プラントが全部稼働すると、トウモロコシの使用量で1900万トンふえるんですよ。直接、向こうで聞いてきました。

日本が輸入しているのが1000万トン前後だと思えますけれども、その2倍近いものが、一発で来年1年、アメリカで使われるということですから、食品残さの再利用ということは多分、急務になってくると思えますね。

その中で一番問題になってくるのは廃掃上の制約ということで、今ここに挙がってきておりますので非常にうれしいんですが、かなり急がないといけないんじゃないのかな。我々が思っているよりも非常に急速に向こうは進んでおります。今やブラジルを超えてアメリカの方がエタノールの生産大国になっておりますので、その辺をもう少し急いでいただきたいなと思います。

もう一つ、御存じの方も結構いらっしゃるんですが、昨年、養豚協会さんと組んで、羽田空港から出る生ごみを飼料化しております。水分が約14%ぐらいに発酵法だけで乾かしております。必要なものは、コウジ菌と電気代だけという形でやっております。

これを那須の試験場の方で、三元豚で、5%、30%まぜたもの、それからコントロールで肥育いたしまして、昨年12月4日に、農水の方々も来ていただいたんですが、試食会をさせていただきました。

これまでは、従来の配合飼料と同等のものができるかどうかということが最大の課題だったわけですが、そうではなくて、資料はそちらの方もお持ちだと思んですが、50名程度の方々がめくらテストで試食をして、うち2名が「差がない。わからない」、2名が「配合飼料の豚がおいしい」と言った。残りの46名の方々は、「発酵飼料を食べさせた豚の方がうまい」という非常に劇的な結果が出ました。

私は前から主張しているんですけども、今までは市民権を持っておりませんが、きちんとした発酵技術でつくられたものを食べさせますと、従来の飼料給餌技術を超える畜産が可能になってきます。

今回はさわりにとどめておきますが、来週、飼料自給率向上戦略会議がありますけれども、自給率を上げることも必要ですが、飼料の利用効率を上げるということも非常に大事になってくると思うんです。

発酵しますと、酵素がいっぱい出てきます。その酵素が家畜の中の消化効率を非常に高めてくれます。そうすると、結果的に出てくるふんの量も減りますし、利用効率が上がるといって、非常に少ない飼料の量で牛・豚が大きくなると、こういったデータも出てきております。

また、リンの利用についても、フィチン態のリンが発酵でイノシトール5リン酸にかわったりということになってきます。そういうことがようやく少しずつ認められてきているのかなと思っております。

以上でございます。

釘田畜産振興課長 ありがとうございます。

時間が大体まいりました。もしあれでしたら、最後にどなたか御発言あればいただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、今のお話にもありましたように、きょうの会議も、冒頭、飼料穀物の高騰の話題から始まったようなところがございます。そういう中でのエコフィードの問題は、まさに一層緊急な取り組みが求められているのかなと思っております。私どもも、本日いただきました御意見を来年度の行動計画に反映させるべく取り組んでいきたいと思えます。

閉会あいさつ

釘田畜産振興課長 最後に、閉会に当たりまして、本会議の副会長であります配合飼料供給安定機構の野崎理事長にごあいさつをいただきたいと思います。

野崎副会長 配合飼料供給安定機構の野崎でございます。本日は大変お忙しい中、皆様方、本行動会議に御出席いただきまして、ありがとうございました。

先ほど来、いろいろ御説明なり意見の表明があったわけでございます。この運動が始まって2年でございますが、ここ1年の動きは急速に活発化しました。先ほど来、各農政局からの御報告もあったわけでございますが、私なりにここ1年の展開状況なりを概観いたしますと、一口で言うならば、いろんな面で取り組みが活発化したということでございます。

先ほど来、いろいろお話ございましたけれども、推進会議の開催なりシンポジウムの開催、それから現地検討会を大変活発にやっていたわけでございます。それに参加する人も相当ふえたということが第1点かと思えます。

二つ目でございますが、各地域におきまして、新たな飼料化プラントの建設や、その建設計画が相当出てきているということでございます。その際、これまでは食品製造段階で発生するものの利用が多かったわけでございますが、最近では、食品調理くずや消費段階で食品として利用されなかったものの利用を対象として取り組むケースがふえているということでございます。これも農政局等からの御報告がありましたけれども、特に大都市を中心といたしまして、そういったプラント等の建設が進んでいるということでございます。

もう一つ申し上げますと、これらの取り組みなり利用についての事業主体でございます。先ほど来、廃棄物の処理をどうするのかという、いろんな制度改正の検討の御説明もございましたけれども、廃棄物運搬処理業者の方々を中心とする組合等が事業主体になってきているということでございます。そんなことが、ことしの特徴かなということでございます。

それから、さらに御説明ございましたけれども、配合飼料工場におきます食品残さの利用量については、これは2年間の比較でございますが、相当ふえてきているという実態があったということでございます。

さらに申し上げますと、ことしの実績といたしまして、これも先ほど来お話がございましたけれども、安全性確保のためのガイドラインの作成・公表ということが行われたわけ

でございます。さらに、エコフィードの認証のための検討が現在、精力的に進められておるといふことでございます。このように本年度は相当程度の成果が上がったのではないかというように思われます。

さらに、今後、エコフィード推進のために、阿部先生から食育を通じてというお話もございましたが、そういったものを通じて消費者の方々など関係者に対する理解の醸成、それからアドバイザーと申しますか、オルガナイザーと申しますか、そういった中心となる方々の育成が大変重要な課題だという御指摘がございました。

さらに、残さの排出サイドから、運搬処理、畜産利用に至る関係者間のネットワークづくりなり、連携強化ということも大切だというお話もございました。

こういった課題がまだまだあるわけでございますが、皆様方の御理解と御協力をさらに得ながら、この運動を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

繰り返しお礼を申し上げますが、大変お忙しい中、本日、御出席賜りましてありがとうございました。私ども供給安定機構といたしましても、このエコフィード問題について取り組んでおるわけでございますが、さらに今後とも、きょうの御意見等を踏まえながら、農水省に御協力しながら運動を進めてまいりたいと考えております。

そういう意味で、本日は、大変お忙しい中、朝から長時間ありがとうございました。以上でございます。

釘田畜産振興課長 ありがとうございました。

本日の会議はこれで閉会としたいと思います。大変長時間にわたる御議論、ありがとうございました。

閉 会